

「京の輝き」収量向上対策支援事業実施要領

令和7年7月24日付け7農産第677号 農林水産部長通知

第1 趣旨

知事は、主食用米の価格高騰に伴い、加工用米「京の輝き」の生産意欲が低下し、「京の輝き」の生産量が大幅に減少することで、「京の酒」の生産体制に深刻な影響が生じることが懸念される状況を踏まえ、限られた栽培面積において「京の輝き」の収量向上を図るため、増肥を実施する農業者に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要領に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

第2 事業の内容等

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の補助対象事業、対象品目、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）、補助要件、補助上限額及び補助率等は、別表のとおりとする。

第3 事業の実施等

1 交付の申請等

- (1) 規則第5条に規定する申請書（以下「交付申請書」という。）は別記様式第1号によるものとし、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象経費を支出した日の属する年度内の知事が別に指定する期日までに、知事に提出するものとする。
- (2) 知事は、(1)の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請者に対して規則第6条に規定する補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行うものとする。

2 補助金の変更等の承認

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容について、次に掲げる内容を変更しようとするときは、規則第9条の規定により補助金変更等承認申請書（別記様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 補助事業者を構成する者の追加又は変更
- (3) 補助金額の増又は3割を超える減
- (4) 事業費の3割を超える増減

3 実績報告

補助事業者は、事業が完了したとき（事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、知事が別に定める期日までに規則第 13 条の規定により、補助金実績報告書（別記様式第 3 号）を作成し、知事に提出するものとする。

第 4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和 7 年 10 月末までとする。

第 5 書類の提出等

- 1 この要領に基づき知事に提出する書類は、補助対象事業者の主たる事務所が所在する市町村の長を経由するものとする。
- 2 市町村の長は、1 の書類の提出があったときは、所管の京都府広域振興局の長に提出するものとする。ただし、京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町の長にあっては、知事に提出するものとする。

第 6 その他

規則及びこの要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は令和 7 年 7 月 24 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日以降に実施した事業に係る補助金から適用する。

【別表】

補助対象事業	「京の輝き」の収量向上に向けた追加の施肥に係る肥料等の購入
対象品目	令和7年産において加工用米として出荷する「京の輝き」
補助対象経費	追加の施肥に係る経費（肥料代） ※追肥の時期にケイ酸等の土づくり資材を用いた場合も補助対象とする。 （令和7年産対象品目に使用し、かつ令和7年4月1日から令和7年8月31日まで に納品されたものに限る。ただし、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。）
補助対象事業者	令和7年産「京の輝き」生産する経営体 ただし、次に掲げるすべての要件を満たしていること。 1 令和7年産「京の輝き」を加工用米として出荷すること 2 令和7年産「京の輝き」において収量向上に向けて追加の施肥を行うこと
補助要件	事業実施年度の10月末日までに出荷が完了する取組であること
補助上限額及び補助率等	1 補助上限額 加工用米「京の輝き」栽培面積10aあたり1,500円 2 補助率 1/2以内 3 その他 （1）本事業における交付申請の総額が予算額の上限に達した場合は、予算額に応じて按分した補助金を交付する。 （2）当該年度に市町村において実施されている補助事業と併用する場合、補助金の額は、補助対象経費から市町村等が交付する補助金の額を控除した額又は1に掲げる補助額のいずれか低い額とする。